

## 3 作業地域

中野市

建設政策課

## 長野県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施行者の名称

松本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・5・6号出川浅間線

## 3 事業施行期間

令和元年7月18日から

令和7年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

長野県松本市大字里山辺地内

## (2) 使用の部分

長野県松本市大字里山辺地内

都市・まちづくり課

## 長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年7月18日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

## 1 (1) 道路の種類 一般国道

## (2) 路線名 152号

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市腰越字川原356番の1地先から 上田市腰越字車田413番の1地先まで	旧	m 15.5～18.8	km 0.0398
同 上	新	m 15.5～19.0	km 0.0398

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 上田丸子線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字古安曽316番の1地先から 上田市大字古安曽282番の1地先まで	旧	m 15.9～36.8	km 0.1346
同 上	新	m 21.9～70.2	km 0.1346

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 上田丸子線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字古安曽1121番の1地先から 上田市大字古安曽1128番の1地先まで	旧	m 9.0～11.8	km 0.0798
同 上	新	m 9.0～13.2	km 0.0798

道路管理課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

契約電力 1,650kW 予定使用電力量 4,960,000kWh

## (2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

## (3) 調達期間

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁舎

## (5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。
  - (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成22年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
  - (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課 電話 026 (235) 7045

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujo/somu/nyusatsu.html>

## 5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和元年8月28日（水）午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎3階 302号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 令和元年8月27日（火）午後5時  
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部財産活用課

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和元年8月15日（木）午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和元年8月27日（火）午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

### (10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

## 6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electricity of about 4,960,000kWh to be consumed in the prefectural government facilities: (Main Building, Prefectural Assembly Building, Prefectural Assembly Annex, West Annex and East Annex)  
Contract demand: 1,650kW
- (2) Contract duration:  
From October 1, 2019 until September 30, 2020
- (3) Place where the product is procured:  
The prefectural government buildings mentioned above  
Address: 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano

## City

- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:  
Property Utilization Division, General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)
- (5) Time and location for the tender:  
Time: 2:00PM, Wednesday, August 28, 2019  
Location: Meeting Room 302, Nagano Prefectural Government West Annex 3F
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:  
Time: 5:00PM, Tuesday, August 27, 2019  
Mailing Address: Property Utilization Division, General Affairs Department, Nagano Prefectural Government 692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 (Exclusive postal code) JAPAN

財産活用課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達產品等の種類及び数量

合同庁舎等（佐久合同庁舎以下19施設）で使用する電気  
予定契約電力2,580kW及び予定使用電力量5,702,000kWh  
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

## (2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

## (3) 調達期間

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和元年11月1日から令和2年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 調達場所

入札説明書によります。

## (5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成22年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第70号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県総務部財産活用課

電話 026 (235) 7045

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>

## 5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和元年8月28日(水) 午後2時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎3階 302号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 受領期限 令和元年8月27日(火) 午後5時  
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部財産活用課
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和元年8月15日(木)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和元年8月27日(火)午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
入札説明書6の各号の一に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結  
この調達に係る契約は、単価契約とします。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electricity to be consumed in Godochosha buildings, etc. (a total of 19 facilities including the Saku Godochosha building)  
The planned contract demand: 2,580kW  
The intended consumption of electricity: 5,702,000kWh  
The planned contract demand and intended consumption of electricity of each facility can be found on the specifications sheet.
- (2) Contract period:  
From October 1, 2019 until September 30, 2020 or from November 1, 2019 until October 31, 2020.
- (3) Place where the product is procured:  
19 prefectural facilities including The Saku Godochosha buildings  
The addresses for all other facilities are listed in the bidding guidelines
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:  
Property Utilization Division, General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL +81-26-235-7045 (in Japanese only)
- (5) Time and location for the tender:  
Time: 2:30PM, Wednesday, August 28, 2019  
Location: Meeting Room 302, Nagano Prefectural Government West Annex 3F
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:  
Time: 5:00PM, Tuesday, August 27, 2019  
Mailing Address: Property Utilization Division,  
General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano,  
Nagano City  
380-8570 (Exclusive postal code)  
JAPAN

財産活用課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社O P A

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)O P A	奥田 晴彦	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)O P A	山崎 満寿	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

- 4 変更した年月日

令和元年5月1日

- 5 届出年月日

令和元年6月19日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

- 7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク2

茅野市中沖11-2 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社O P A

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)O P A	奥田 晴彦	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)O P A	山崎 満寿	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

## 4 変更した年月日

令和元年5月1日

## 5 届出年月日

令和元年6月19日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諒訪地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諒訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

箕輪ショッピングセンター

上伊那郡箕輪町大字中箕輪9012-3ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕2-38
(株)キタムラ	浜田 宏幸	高知県高知市菜園場町1-21
(有)藤乃園	伊藤 隆	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9625
(株)ニチノウ シュプロス	有賀 ひとみ	上伊那郡南箕輪村8306

4 変更した年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和元年6月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン木曽福島店

木曽郡木曽町福島5398-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

4 変更した年月日

平成31年3月1日

5 届出年月日

令和元年6月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曽地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曽地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品塩尻店

塩尻市大門並木町1100-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

カガミ・タウンマネージメント株式会社

松本市双葉14-18

樋口 育秀

塩尻市広丘高出1725-3

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	79台	79台
2	8台	8台
合計	87台	87台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和2年2月21日

5 届出年月日

令和元年6月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

	変更前	変更後
入口	5	6
出口	5	6
合計	10	12

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和元年6月20日

5 届出年月日

令和元年6月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和元年7月18日から令和元年11月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品塩尻店

塩尻市大門並木町1100-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

カガミ・タウンマネージメント株式会社

松本市双葉14-18

樋口 育秀

塩尻市広丘高出1725-3

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年7月18日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1 許可番号

平成31年3月12日 長野県松本建設事務所指令30松建第132-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西桔梗ヶ原2226-20、2226-21、2235-6、2235-16、2235-30

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市巾上4-33

株式会社新栄土地 代表取締役 百瀬 元明

都市・まちづくり課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日 令和元年6月26日

## 3 指定道路の位置

(1) 市道139号線

起点 岡谷市堀ノ内一丁目9316-1番地の先  
終点 岡谷市堀ノ内一丁目9315-1番地の先

(2) 市道141号線

起点 岡谷市堀ノ内一丁目9299-7番地の先  
終点 岡谷市堀ノ内一丁目9298-6番地の先

(3) 市道142号線

起点 岡谷市堀ノ内一丁目9299-1番地の先  
終点 岡谷市堀ノ内一丁目9299-9番地の先

## 4 指定道路の延長

(1) 51.250メートル

(2) 41.122メートル

(3) 46.140メートル

5 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日 令和元年6月19日
- 3 指定道路の位置 市道座光寺164号線  
起点 飯田市座光寺217-2  
終点 飯田市座光寺196-2
- 4 指定道路の延長 64.00メートル
- 5 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県諏訪建設事務所長 清水孝二

- 1 指定番号 諏訪第1036号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和元年7月2日
- 4 指定道路の位置 茅野市宮川字鍔洗5742-4、5755-4、5755-6
- 5 指定道路の延長 65.19メートル
- 6 指定道路の幅員 4.71~6.07メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 指定番号 伊那第588号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和元年6月20日
- 4 指定道路の位置 伊那市西箕輪6750-4
- 5 指定道路の延長 27.60メートル
- 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県飯田建設事務所長 丸山義廣

- 1 指定番号 飯田第318号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和元年6月19日
- 4 指定道路の位置 下伊那郡高森町下市田149-7
- 5 指定道路の延長 52.15メートル
- 6 指定道路の幅員 6.09メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県松本建設事務所長 藤池弘

- 1 指定番号 松本第351号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 令和元年6月14日
- 4 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1711-2
- 5 指定道路の延長 34.90メートル
- 6 指定道路の幅員 4.75メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 指定番号 大町第380号  
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
3 指定の年月日 令和元年7月3日  
4 指定道路の位置 北安曇郡白馬村大字神城字天神原22257-10、22257-13、22258-13、22258-22  
5 指定道路の延長 73.22メートル  
6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築住宅課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

令和元年7月18日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 指定番号 長野第857号  
2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路  
3 指定の年月日 令和元年7月1日  
4 指定道路の位置 千曲市大字内川字押堀1181-4  
5 指定道路の延長 33.85メートル  
6 指定道路の幅員 4.79メートル

建築住宅課